

ポジティブリスト制度導入後のJA徳島市農産物の安全確保方針

講習会、研修会、広報誌等で御連絡しておりますように、平成15年の食品衛生法の改正により、平成18年5月29日から同法に基づく残留基準値が設定されていない農薬等が一定以上含まれる食品の販売等を禁止する制度（以下「ポジティブリスト制度」）が導入されます。

農薬と作物の組み合わせによっては0.01ppmという非常に低い基準値が採用されます。このことを踏まえ今後、農薬を使用する場合は、当該農薬を使用する圃場だけでなくその周辺で栽培されている食用農作物の収穫物についても、食品衛生法の基準を超えた農薬が残留することのないよう、これまで以上に農薬の飛散防止への取り組みを進める必要があります。

今後、当JAの農作物の安全性を確保するため、次に示す安全確保対策に、より一層取り組んでまいります。

1 ポジティブリスト制度概要・ドリフト(飛散)防止対策の周知

- 1) JAの広報誌・ホームページへの掲載及び啓発資料を作成配布しポジティブリスト制度の内容と飛散防止対策について意識の高揚と周知徹底を図る。
- 2) 徳島県やJAが行う講習会・研究会・出荷会議・販売反省会など地域の実情に応じた説明会を開催し周知する。
- 3) 地域毎の作物と農薬の組み合わせについて事前に協議し、より安全性が高い農薬の使用を行う。

2 生産履歴記帳の徹底

- 1) 栽培農家は圃場ごとに統一した様式の栽培履歴記入帳に記入を行い、出荷10日前までにJAに提出し、安全性が認められたものから出荷を行う。
- 2) 定期的に農作物の農薬残留について自主検査を行う。

3 農薬使用基準の遵守

- 1) 作物別農薬使用基準表・栽培暦・営農センター情報並びに病害虫の発生予察により、適正な防除を進める。
- 2) 農薬登録基準より厳しく徳島県が独自に自主規制を進めている作目はその指針に従って農薬の使用を行う。

* 農薬の使用にあたっては、今まで以上の注意を

農薬の安全使用のポイント

- 農薬のラベル(ビン、袋)をよく読みましょう
- 農薬の使用法を守りましょう
- 飛散しにくい剤型を選びましょう
- 使った散布器具、衣類、手袋は十分に洗浄しましょう
- 自分の畑のまわりの作物に気をつけましょう
- 隣り近所との連絡をまめにしましょう
- 発生予察情報により一斉防除に努めましょう
- 農薬の保管に注意しましょう

4 農薬飛散防止の徹底

* なくそうドリフト

隣接圃場の方とお互いに連絡を取り合い、近隣圃場で栽培されている作物、農薬の使用状況を把握するとともに、近隣の作物にドリフトしないよう防除・栽培計画を立てる。

農薬の飛散防止のポイント

- 風の無い時を選んで散布しましょう
- 飛散しにくいように隣接圃地を背にして散布しましょう
- 作物の近くで散布し、噴頭を上に向けないようにしましょう
- 散布機の圧力と風量は強すぎないようにしましょう
- 適正な散布ノズルを使用しましょう
- 散布水量は多すぎないようにしましょう
- 遮蔽(しゃへい)シートや網目ネットを設置しましょう

徳島市農業協同組合	営農部
住所	〒770-0941 徳島市万代町5丁目71-11
電話	088-622-6338 FAX 088-622-6710
URL	http://wwz.ja-tcc-info.jp